

公正競争確保の在り方に関する検討会議(第3回) ご説明資料

ソフトバンク株式会社
2021年1月14日

1. はじめに
2. 本件取引（再編）の影響
3. 必要な制度的措置等
 - 1) 接続規制・卸規制・その他
 - 2) 行為規制
 - 3) 検証の在り方
4. まとめ

1. はじめに
2. 本件取引（再編）の影響
3. 必要な制度的措置等
 - 1) 接続規制・卸規制・その他
 - 2) 行為規制
 - 3) 検証の在り方
4. まとめ

本ヒアリングでは、「公正な競争環境」を確保することを目的として
「NTT持株殿によるNTTドコモ殿の完全子会社化 及び
NTTコミュニケーションズ殿を含むNTTグループ連携の在り方」
について意見を述べさせていただきます

【NTT持株殿の示すNTTドコモ殿の完全子会社化等についての目的等】

NTTの中期的な成長・発展に向けて③

◆ NTTドコモの完全子会社化

【目的】

➤ NTTドコモの競争力強化・成長

- ✓ NTTドコモは、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の能力を活用し、新たなサービス・ソリューションおよび6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、上位レイヤビジネスまでを含めた総合ICT企業へと進化

➤ NTTグループ全体の成長

主な取り組み内容



① 法人営業力の強化

- ✓ 移動固定融合型の新サービス創出
- ✓ クラウド・データ連携による融合ソリューションの創出

② サービス創出力の強化

- ✓ パートナーとの協創によるスマートライフ事業強化と新事業創出
- ✓ ソフトウェア開発力の強化とユーザエクスペリエンス向上

③ コスト競争力の強化

- ✓ ネットワークや建物、IT基盤等に係るリソースやアセットの最適化

④ 研究開発力の強化

- ✓ 6G時代の移動・固定を跨るコアネットワーク
- ✓ IOWN構想の実現
- ✓ O-RAN + vRANに係る研究開発

基本的考え①

- 過去の議論の積み重ねにより定められたルール・規律等については、当然のことながら NTTグループが一方向的に反故にして良いものではなく、電気通信事業法・NTT法の趣旨及び現行規制等の意味合いに立ち戻ったうえで、公正競争へ与える影響を慎重に見極め、見直しの是非を判断することが肝要
 - 「NTTグループがGAFAと戦うため」「NTTグループの安価なサービス提供を実現するため(NTTドコモ殿等の競争力強化のため)」等の理由によって、これまでの競争ルールをリセットすることは認められない
 - 本件に伴い、NTTグループの顧客でもある接続/卸先事業者(及びその先に存在する利用者)が不利益を被ること、ひいては国内の公正競争環境を後退させるようなことがあってはならない

- 他方、「NTTグループの競争力強化」自体を必ずしも否定するものではないが、それはあくまで国内の公正競争環境を更に追求する形で実現されるべきもの
 - 国内の公正競争環境が保たれている前提でのNTTグループの競争力強化を否定するものではない
 - 上記の前提なく、「NTTグループ(他の特定個社・グループも同様)の競争力を高める、後押しする」という思想は、利用者利便の向上・国内企業の国際競争力強化(=国益)にも資するものではないと考える

基本的考え②

- 2010年当時の議論において、NTT東西殿の組織形態の在り方については現実解として「機能分離」に帰着したが、その後10年が経過し、固定ブロードバンド整備、固定通信市場の競争促進等で期待した成果が十分に得られたとは言えない認識
- そのような中、NTT東西殿の光ファイバ網や局舎への依存度が増す5G時代を迎えるこのタイミングにおいて、NTTグループによる一方的な組織見直しで「グループ一体化回帰」に至っていることは深刻に捉えるべき事態

【「光の道」議論(2010年)の際の結論】

(a) NTT東西の組織形態の在り方

ア NTT東西の組織形態の在り方は、上記のボトルネック設備利用の同等性確保の観点を含め、多角的・総合的に判断する必要がある。具体的には、本合同部会としては、①設備競争、サービス競争の促進、②国民のアクセス権の保障、③グローバル競争への対応、④NTT株主への影響、⑤実現のための時間、コスト、⑥「光の道」整備促進の観点から評価を行うこととし、それぞれの観点における考え方をまとめると、以下のとおりである。

イ サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、以上の観点を総合的に判断すると、本合同部会としては、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに「機能分離」を行うことが、現時点においては、最も現実的かつ効果的であると考える。

出典：「光の道」構想実現に向けて取りまとめ(グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース：2010年12月14日)

1. はじめに
- 2. 本件取引（再編）の影響**
3. 必要な制度的措置等
 - 1) 接続規制・卸規制・その他
 - 2) 行為規制
 - 3) 検証の在り方
4. まとめ

前提1：NTTグループの特殊性・優位性

公正競争の検証にあたってはNTTグループの特殊性・優位性を十分考慮する必要がある
(旧電電公社を母体とし、ボトルネック施設を独占的に有していること、民営化以降も公社時代の資産を受け継いでいること等)

日本電信電話株式会社等に関する法律

(特殊会社(NTT及びNTT東西)に対する規制)

責務

- ◇ あまねく電話の提供
- ◇ 研究推進・成果普及

担保措置

- ◇ 外資規制(1/3未満)
- ◇ 政府による1/3以上の株式保有

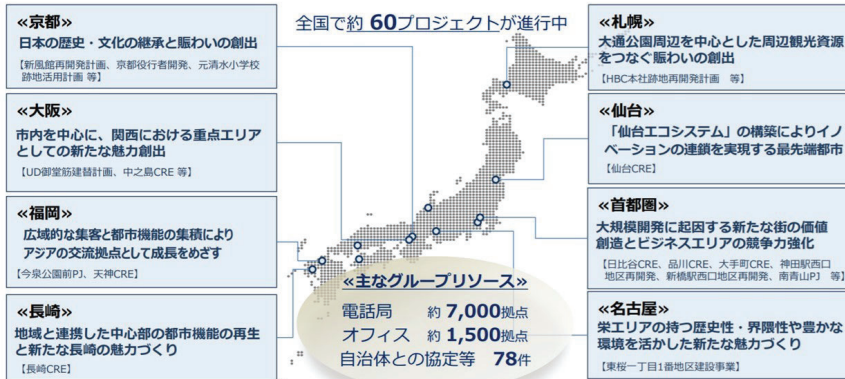
- ◇ 役員選任・剰余金処分認可
- ◇ 業務範囲規制
- ◇ 事業計画認可

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回) 資料1-2 事務局資料(2020年12月3日)

政府の株式保有義務
事業計画認可 等

【重点施策】グループ保有資産の活用

グループの営業拠点との連携や企業等とのパートナーシップの構築により、全国の局舎等のリソースを最大限活用した街づくりを展開します



- ・ NTTアーバンソリューションズに全国の地域と連携するエリア担当を設置し、グループ各社と連携を密にした営業を推進

出典：NTTアーバンソリューションズグループ 中期ビジョン Road to 2030(2019年5月10日)

ボトルネック設備を始めとする
公社時代の資産の受け継ぎ

【参考：当社におけるNTTネットワークへの依存度】

1. 端末系回線：
2. 中継系回線：
3. コロケーション：

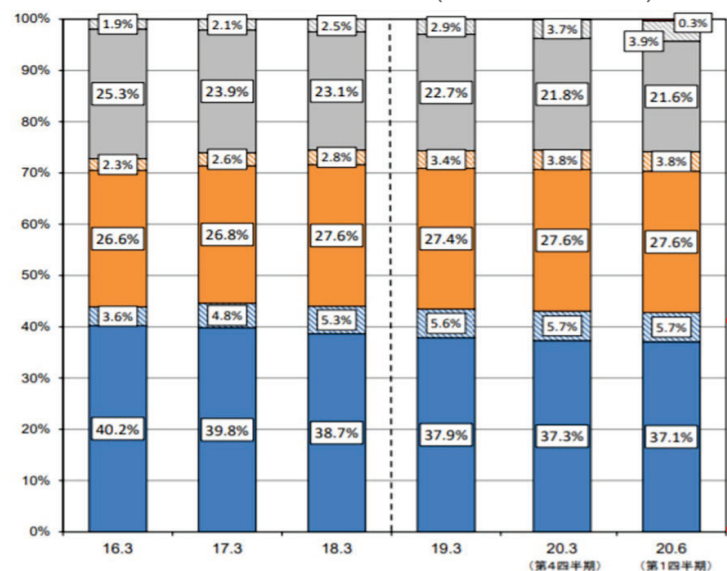
※赤枠内は構成員限り

前提2：NTTドコモ殿の市場支配力①

NTTドコモ殿は依然として圧倒的な競争力を有し、
一時的な利益の順位等で市場環境を捉えたと、あるべき競争政策を見誤る
(「NTTドコモ殿が3位」という前提が議論のスタートとして不適切)

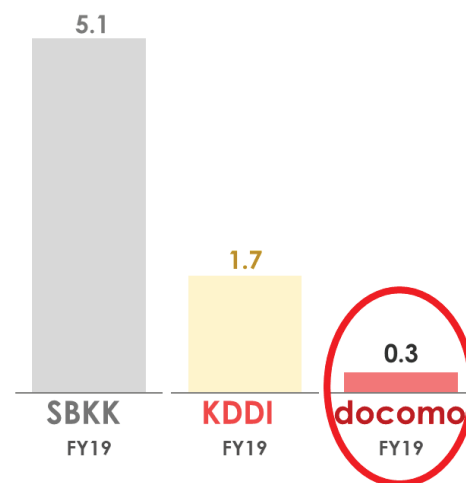
携帯電話の契約数シェアはトップを維持

移動系通信の契約数(事業者別シェア)



42.8%

有利子負債が少ない



財務面でも優位性を有する

配当原資相当(3,000億円以上/年)を
内部資金として活用可能

2. 修正の内容

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想	62.5 円	62.5 円	125 円
今回修正予想	62.5 円	0 円	62.5 円
当期実績			
前期実績 (2020年3月期)	60 円	60 円	120 円

出典：電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(令和2年度第1四半期(6月末))
(総務省：2020年9月18日)

出典：各社公表資料より当社にて作成

出典：2021年3月期(第30期)配当予想の修正(無配)に関するお知らせ
(株式会社NTTドコモ：2020年9月29日)

前提2：NTTドコモ殿の市場支配力②

そもそもNTTグループと競争事業者間の公正競争環境整備の結果が現在の市場環境であり、仮に両者の相対的な差が縮まったとしても、「NTTグループ一体化」への回帰は本末転倒

「目的はドコモの競争力強化と成長」

「NTTグループの中核として、NTTグループ各社、例えばコミュニケーションズやコムウェアが持つアセットやリソースを活用して、ドコモの持つ事業基盤を強化する」

「これ(完全子会社化)をやることでドコモは強くなる」「その結果、財務的基盤も整う」

本件により「ドコモが強くなる」とNTT持株殿が発言されているとおり、競争環境に変化が生じることが本件取引(再編)の前提

本件取引（再編）についての当社の受け止め

NTTドコモの完全子会社化の概要



- NTTドコモの株式について、公開買付けが成立
8億1,502万株の応募があり、議決権所有割合は91.46%

＜公開買付けの概要＞

買付け期間	9月30日（水）～11月16日（月）
買付け価格	1株あたり3,900円

- 11月27日にNTTドコモ取締役会において、持株による売渡請求の承認を決議し、12月25日にNTTドコモは上場廃止予定、12月29日に持株会社が株式を取得予定（議決権所有割合100%の効力発生）

本件取引後の経営体制等



- 現時点未定だが、NTTドコモを完全子会社化した上で、NTTコミュニケーションズやNTTコムウェアのNTTドコモへの移管など、グループ会社との連携強化について検討していく考え
- NTT東西については、NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等との関係は変わらず、今後とも各種法令などを遵守していくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはない

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議（第1回）資料1-3 日本電信電話株式会社提出資料（2020年12月3日）

公正競争要件たる
「持株会社の出資比率低下」に逆行
する動きとの認識
（過去の経緯は次スライド参照）

NTTグループ各社間の関係性に
変化が生じる蓋然性が高いと想定
（NTTグループ内での最適化・一体化志向により
規制効果が弱まり、各種取引がブラックボックス化）

持株会社の出資率低下の規定

持株会社の出資比率低下による経営の独立性確保が公正競争上求められてきた (審議会等の議論なしに一方的反故は認められない)

1992 (H4) 年 NTTドコモへの事業譲渡

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(1992年4月郵政省報道発表)

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達禁止

(※)ここでいうNTTは再編前のNTTであるが、NTTドコモとNTTとの間の公正競争条件は、再編後の地域会社(NTT東西)との間においても同様に適用される(H9年12月4日郵政省「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針の公表」より)

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回) 資料1-2 事務局説明資料(2020年12月3日)

(4) 出資比率の低下

中核となる会社(注：地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央)の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

出典：「NTTグループに係る グループに係る公正競争確保のための措置について」総務省説明資料(2005年12月21日)

NTTコミュニケーションズに対する出資比率の経緯

- ・平成11年のNTT再編成によってNTTの子会社として設立されたNTTコミュニケーションズへの出資比率については、平成12年12月21日の電気通信審議会の答申において次のように述べられている。

①・② (略)

③ このため、NTTコムが自らの判断で、できるだけ早期に上場会社となれるよう、現在のNTT法附則に規定されている規制(持株会社によるNTTコム株式売却に関する認可)を必要に応じて撤廃又は緩和すべきである。

④ また、東・西NTTと一人株主たる持株会社を通じて実質的に一体的であることから生じる様々な公正競争上の問題を払拭し、NTTコムが地域通信市場における東・西NTTの有力な競争相手となることにより市場の活性化を図る観点から、持株会社の出資比率を低下させることにより、その経営の実質的な独立性を確保することが重要である。

- ・その後、平成13年のNTT法改正に伴い、「NTT再編成後1年余りが経過し、長距離・地域電話サービスが利用者に安定的に提供され、特段の支障が生じるおそれはないと判断されるに至ったこと、また、長距離会社の経営の自主独立性を確保し、地域・長距離分野の垣根のない競争を確立する上で同社の早期の上場等が望まれていること、などの点を踏まえ、NTT持株会社による長距離会社承継株式の処分当たりの認可制を廃止する」とこととされ、NTT持株のNTTコム株式売却を大臣認可にかからしめるNTT法附則第13条、第16条を廃止した。

出典：情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会(第8回) 資料8-3 参考資料(2014年6月10日)

**出資率低下はNTTドコモ殿のみならず、
NTTコミュニケーションズ殿についても同様**

①

人的・物的・財務的な一体化・グループ最適化への志向が強まり、
NTT東西殿を含む一体経営が進行するおそれ
(例：ネットワーク統合・ファイアウォール不全・内部相互補助等)

②

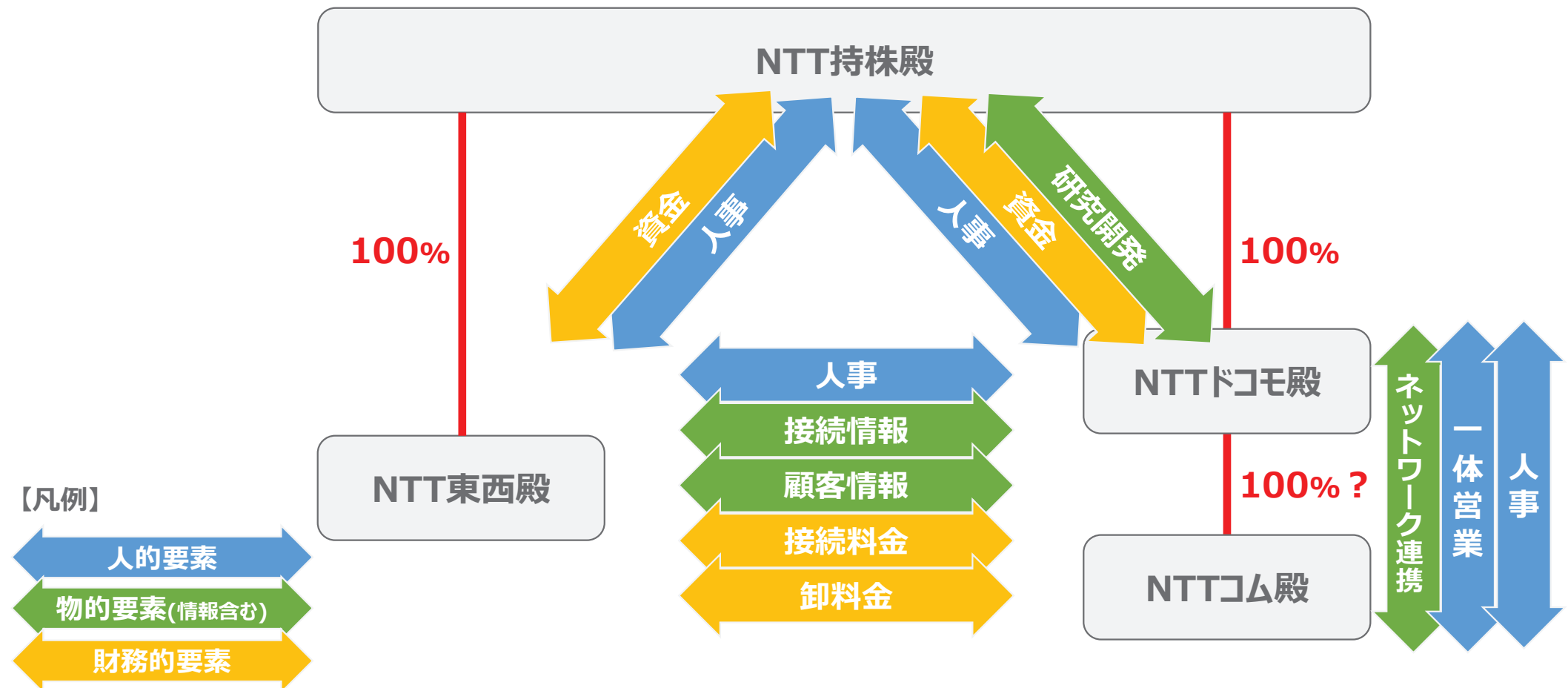
現存する「行為規制」「接続規制」等を遵守するインセンティブの低下のおそれ
(例：ボトルネック設備に関する優遇、グループ内優遇措置等)

③

グループ一体化の促進による一部の規制の機能不全、
規制対象の企業体がグループ内の別会社を活用することで
「潜脱的行為」が行われやすくなるおそれ

再編による懸念①

NTT東西殿を含む一体経営が志向され、人的・物的・財務的一体化・流動化が進行

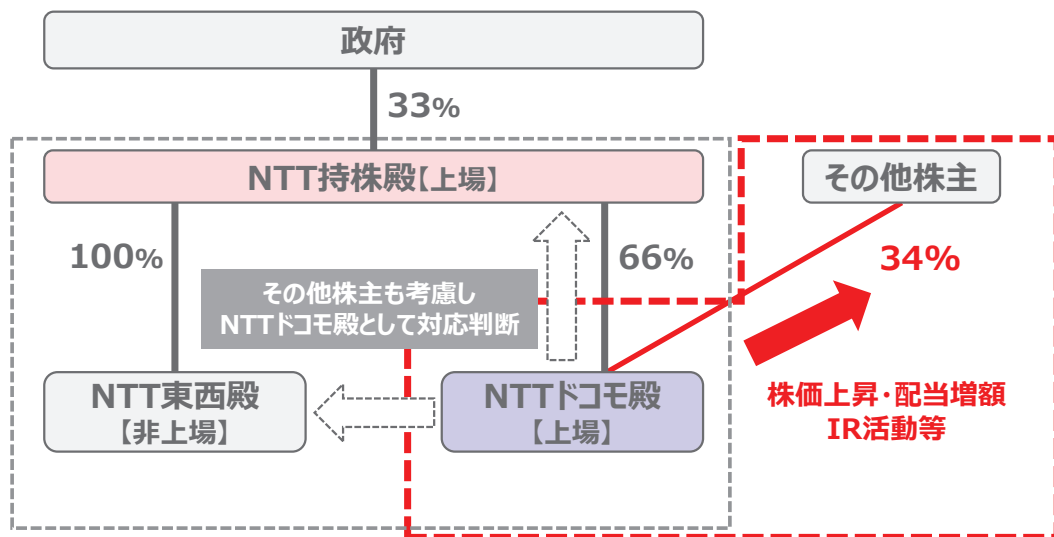


再編による懸念②

接続規制・行為規制等、各種規制遵守のインセンティブが薄れ、
NTTグループ最適化のみを志向しやすくなる

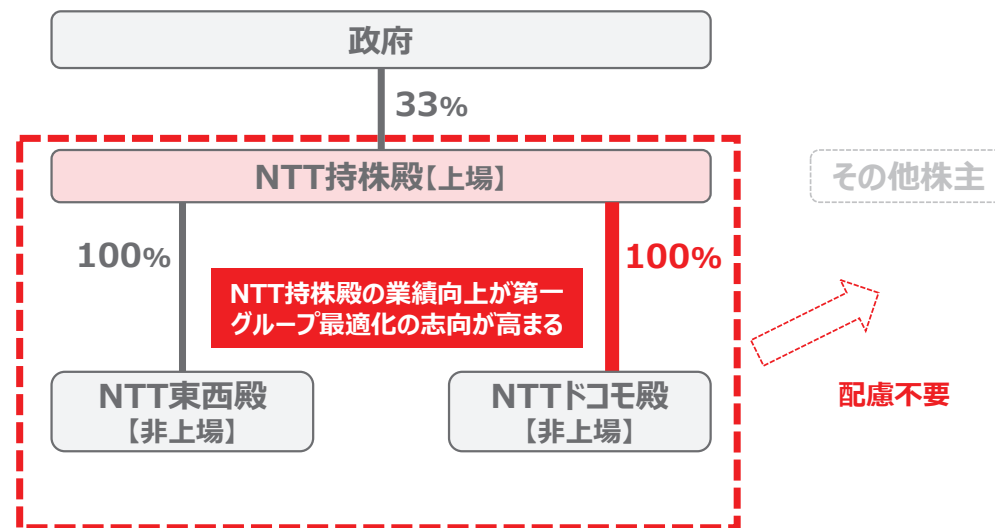
(そもそも禁止行為規制等、遵守状況の外部からの検証が困難)

【従来】



その他株主も意識した上場企業としての経営自体が、
公正競争環境確保に資する働きを有する
(NTTドコモ殿としての業績向上努力、役員選任、情報開示、各種コンプライアンス遵守等)

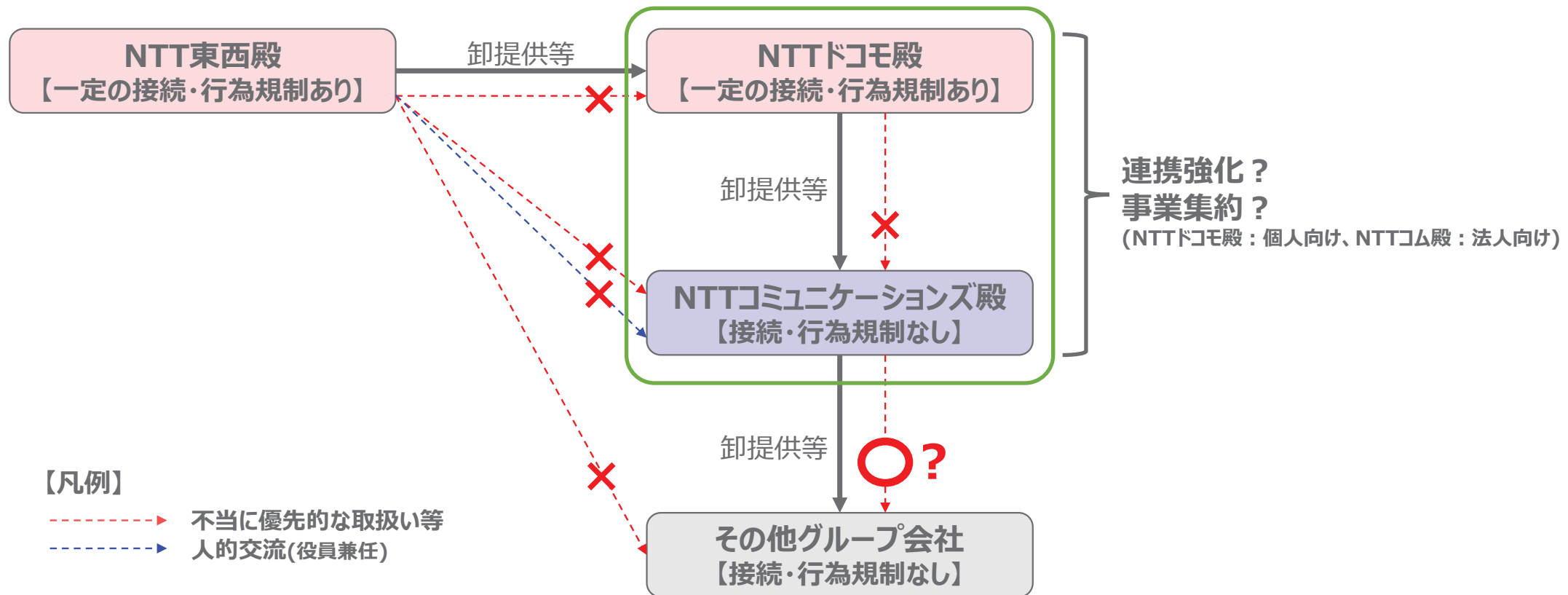
【再編後】



完全子会社化・上場廃止に伴い、
NTT持株殿の戦略に基づくグループ最適が最優先
となり、公正競争上の懸念が増す
(ボトルネック設備に関する優遇、グループ内優遇措置等)

再編による懸念③

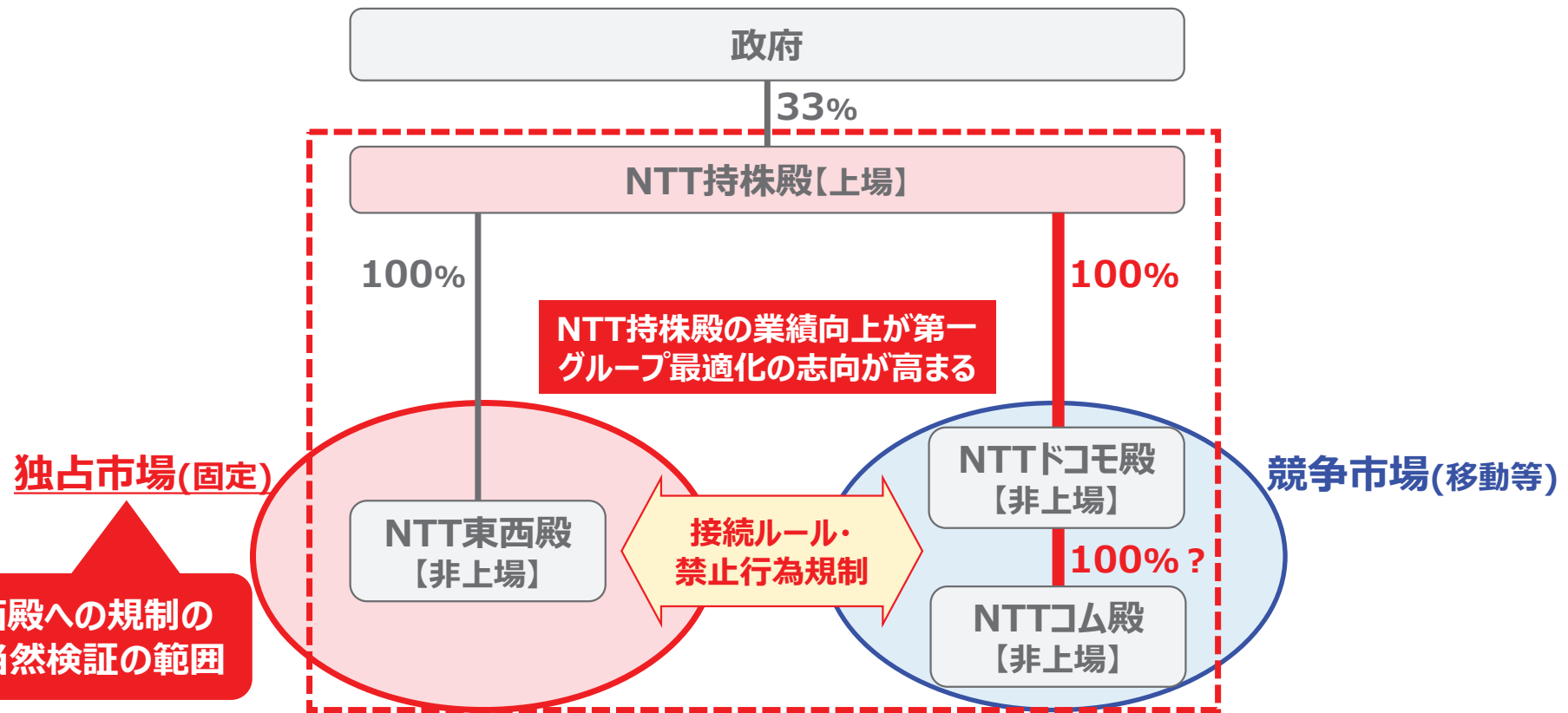
グループ一体化の促進により、既存規制が機能不全となる、
規制対象の企業体がグループ内別会社を活用することによる潜脱行為が誘発され得る



議論・検証すべき規律の範囲

本再編の動きは競争市場のみならず、独占市場(NTT東西殿を軸とした市場)にも影響を与えるため、
双方の市場の規律の適正性・妥当性の検証が必要

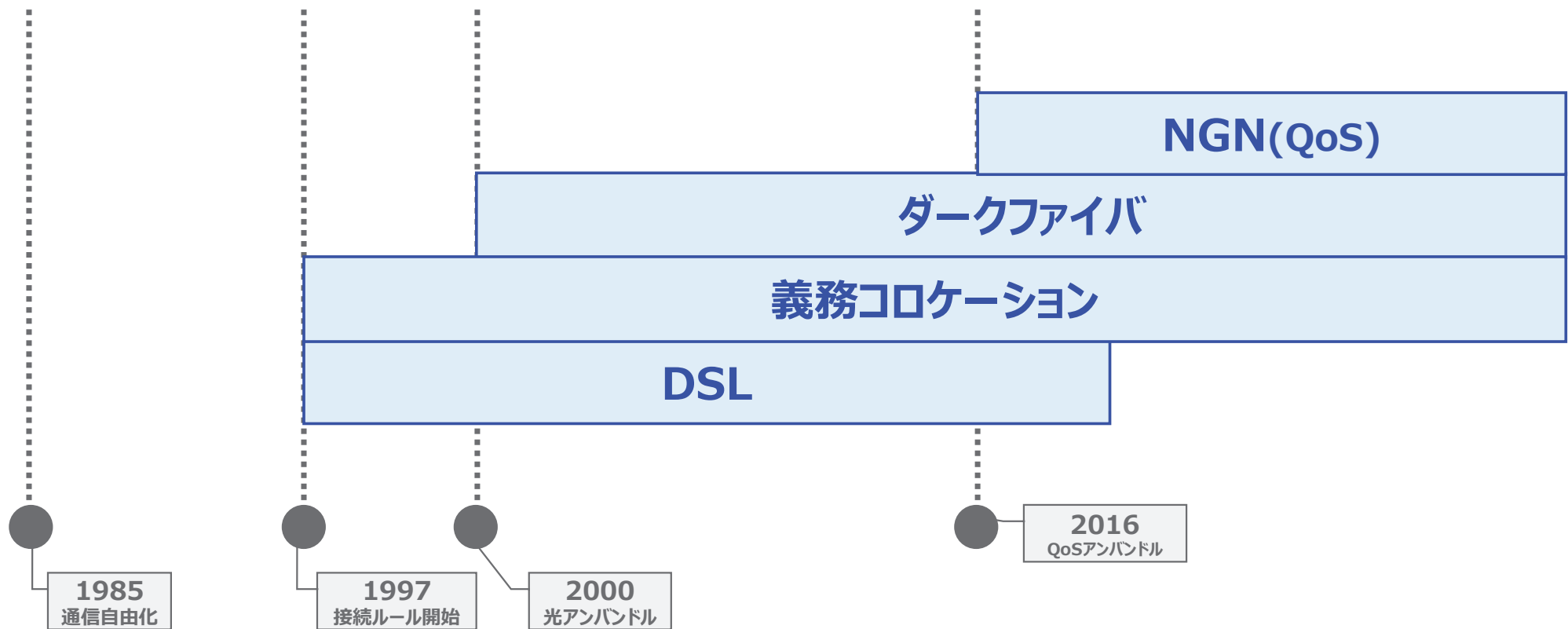
(現行規制の維持の必要性を確認するとともに、不足部分には措置を講じることが必要)



1. はじめに
2. 本件取引（再編）の影響
- 3. 必要な制度的措置等**
 - 1) 接続規制・卸規制・その他**
 - 2) 行為規制
 - 3) 検証の在り方
4. まとめ

接続ルールの整備

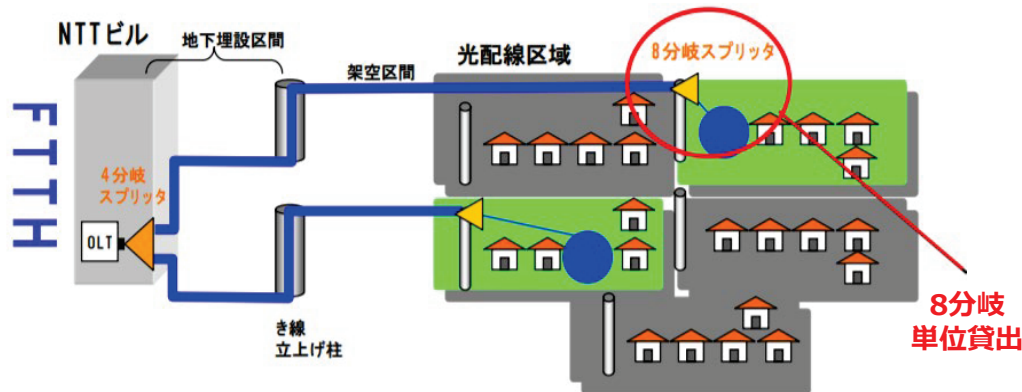
ボトルネック性を有する固定電気通信市場において、
公正競争確保を目的に順次接続ルールの整備が図られてきた



接続のオープン性にかかるグループ内外の非対称性排除

接続ルールが整備されるも形式的な公平性にとどまり、
NTTグループにとって有利な仕様が前提となるケースが存在

事例① 加入光ファイバ(シェアアクセス)の8分岐貸し



新規事業者は採算とれず参入困難

事例② NGN機能の利用

(2) 接続協議の円滑化及びNGNに関する情報開示の充実等

従前から接続事業者から要望のあったNGNによる「品質保証型のOAB～J IP電話サービス」の提供については、2016年12月に「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」のアンバンドルのための省令改正が行われた
(中略)

これに関しては、関連のアンバンドルについて、NTT東日本・西日本と要望事業者による協議に長い期間を要した(要望事業者によれば7年、NTT東日本・西日本によれば5年)経緯がある。
(中略)

実際の協議においてNTT東日本・西日本から要望事業者に対し、アンバンドル形態の具体的な要望内容についての詳細な説明が求められたとし、その前提となる要望事業者側への情報開示に関する課題が指摘されている。

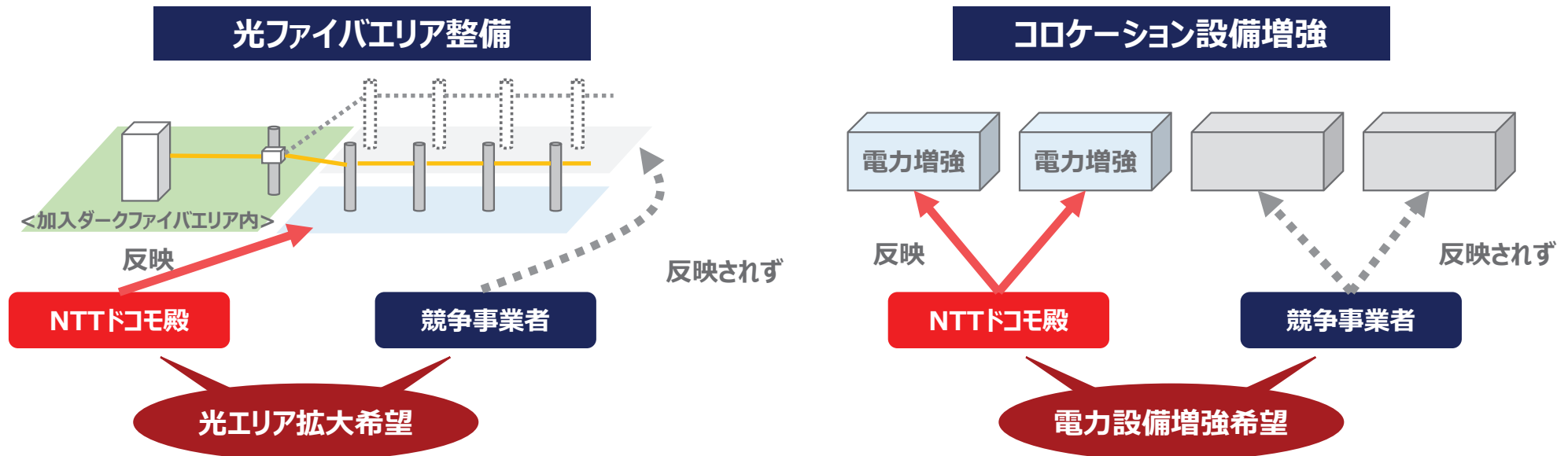
出典：固定電話の円滑な移行の在り方 一次答申(情報通信審議会：2017年3月28日)

当社がNGN上でOAB-J IP電話を提供するまでに7年

**接続機能の利用にあたっては、計画策定段階から、
NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取・反映できる仕組みの構築が必要**
(リードタイム・納期、情報の対称性等の適正性は勿論、NTTグループにとり有利な仕様がでないか等の検証も必要)

光ファイバ整備等にかかるグループ内外の非対称性排除

5G時代に向けてより一層需要が高まる光ファイバやコロケーション設備(電力等)において
NTTグループ内の要望が優先して反映された設備投資となる懸念



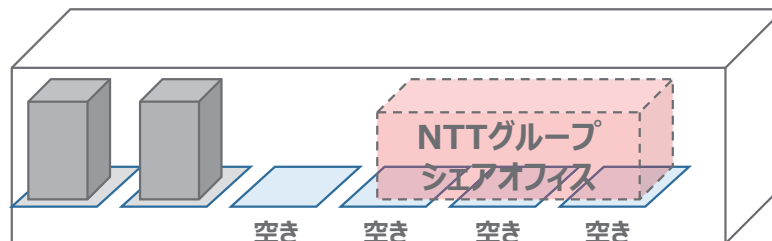
光ファイバエリア拡大やコロケーション設備増強等にあたっては、計画策定段階から、**NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取・反映できる仕組みの構築が必要**
(NTTグループにとり有利な設備計画・運用・対応可否判断となっていないか等の検証も必要)

コロケーションスペースの利活用にかかるルール化

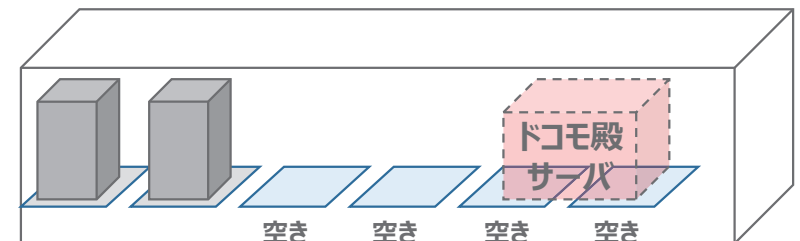
コロケーションスペースにかかるNTTグループ内優遇の懸念

(5G・IoTの展開にあたり、局舎スペースの重要性が高まる可能性あり)

ビジネス転用ルール



義務コロケーションルール



ルールが
不十分な点

局舎スペースの**ビジネス転用ルール**が存在しない

公正競争上
高まる懸念

NTTグループ内ビジネス転用が優先され、
他事業者の**通信設備設置スペースが枯渇するおそれ**

5Gで設置需要の増すサーバ類は、
義務コロケーションによる設置が不可
※一般コロケーション(ビジネスベース)でのみ設置可

完全子会社化により、**NTTドコモ殿のみが**
価格面等の条件を気にせず5G設備展開可能
(競争事業者は条件の検討で時間を要す)

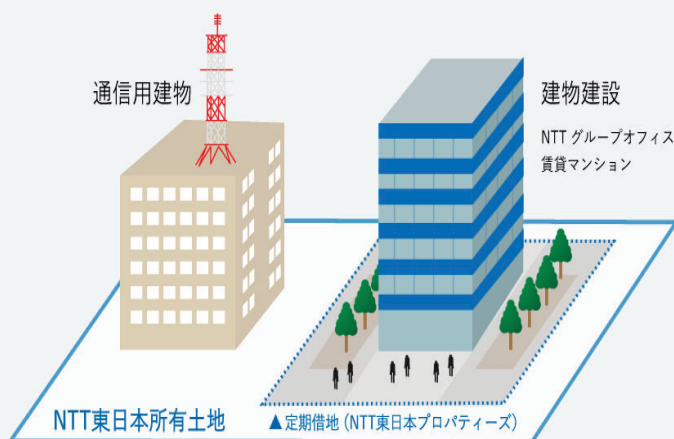
コロケーションスペースのビジネス転用ルールの整備、
サーバ類の義務コロケーション対象化が必要

【参考】NTTグループ資産を活用した各種ビジネス展開事例

土地 | 定期建物賃貸事業

（NTT東日本）2008年～

2008年に「NTT東日本プロパティーズ」設立。
NTT東日本局舎のある敷地内の建替え用地を
定期借地として借上げ、オフィス、商業施設、マン
ション等を建設する定期建物賃貸事業を経営。



出典：株式会社NTT東日本プロパティーズ ウェブサイト

局舎、ノウハウ | 街づくり

（NTTグループ）2019年～

2019年に「街づくり事業推進会社」を設立。
NTTグループの保有する不動産を軸に、ICTを活用
した不動産開発や設備設計等のビジネスを展開。

NTTグループならではの街づくりの推進

グループで持つ不動産や
ICT・エネルギー・環境技術等を最大限活用



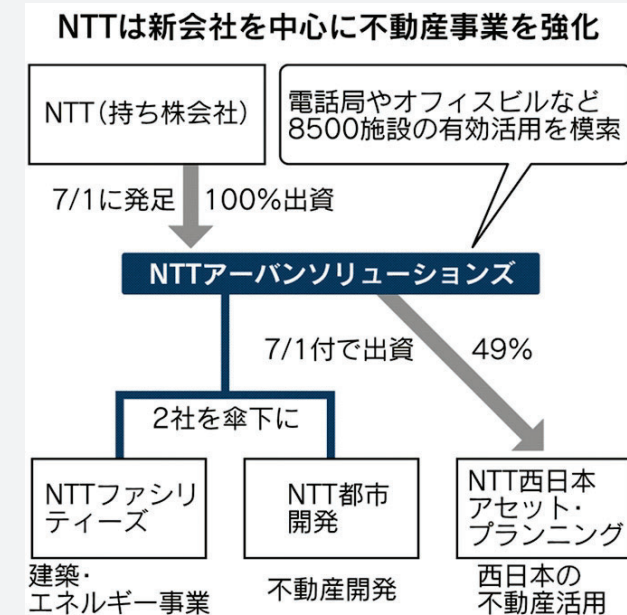
従来の不動産開発にとどまらない
新しい街づくり/スマート化

出典：日本電信電話株式会社 ウェブサイト

局舎、オフィス | 不動産事業

（NTTグループ）2019年～

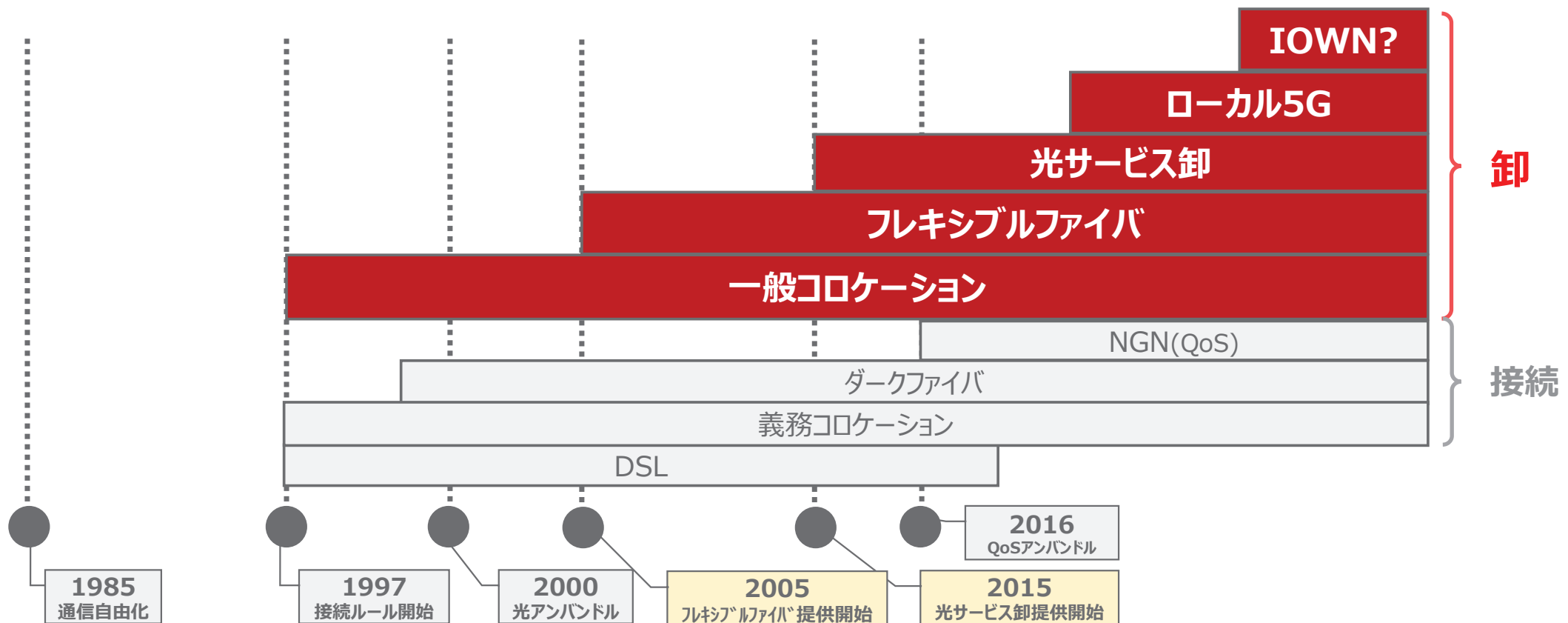
2019年に「NTTアーバンソリューションズ」設立。
グループ全国7000の局舎と1500のオフィスの有効
活用により、眠れる不動産で稼ぐ体制を目指す。



出典：日本経済新聞(2019年7月8日)

卸・相対取引の拡大

昨今は、ローカルエリアの光整備等、卸・相対契約の比率が高まり、NTT東西殿との取引において、接続ルールが及ばない領域が拡大傾向にある

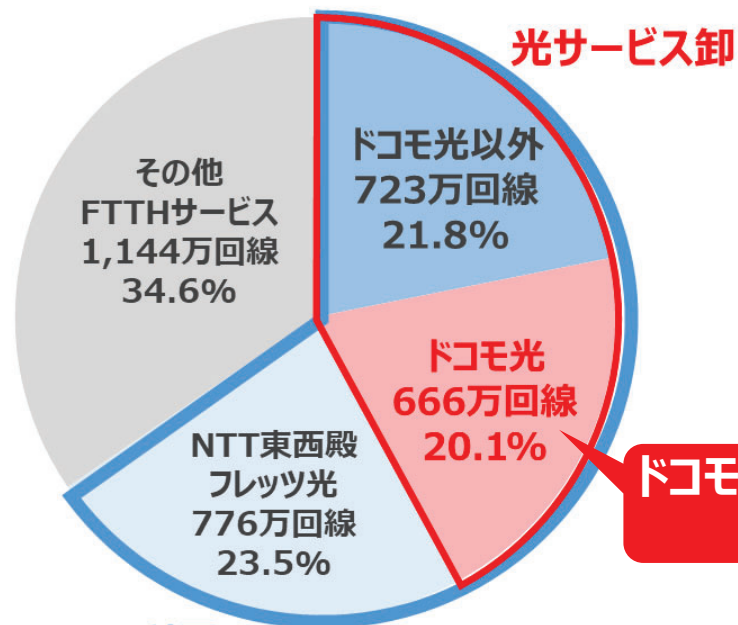


光サービス卸の現状

利用者向けのFTTH提供にあたり光サービス卸の比率が高まっているが、
卸料金は接続料金に比して下がらず、**卸サービス開始後も利用者料金も競争が働いていない**

(NTT東西殿の光設備シェアは75%と高く、FTTH契約数シェアでも約2/3をフレッツ利用サービスが占めるため、
光サービス卸料金引き下げのインセンティブがもとより大きくない)

FTTH契約数



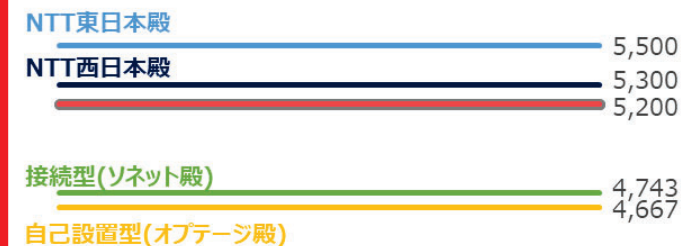
フレッツ利用
サービス全体

卸と接続料金のイメージ

※赤枠内は構成員限り



FTTH利用者料金



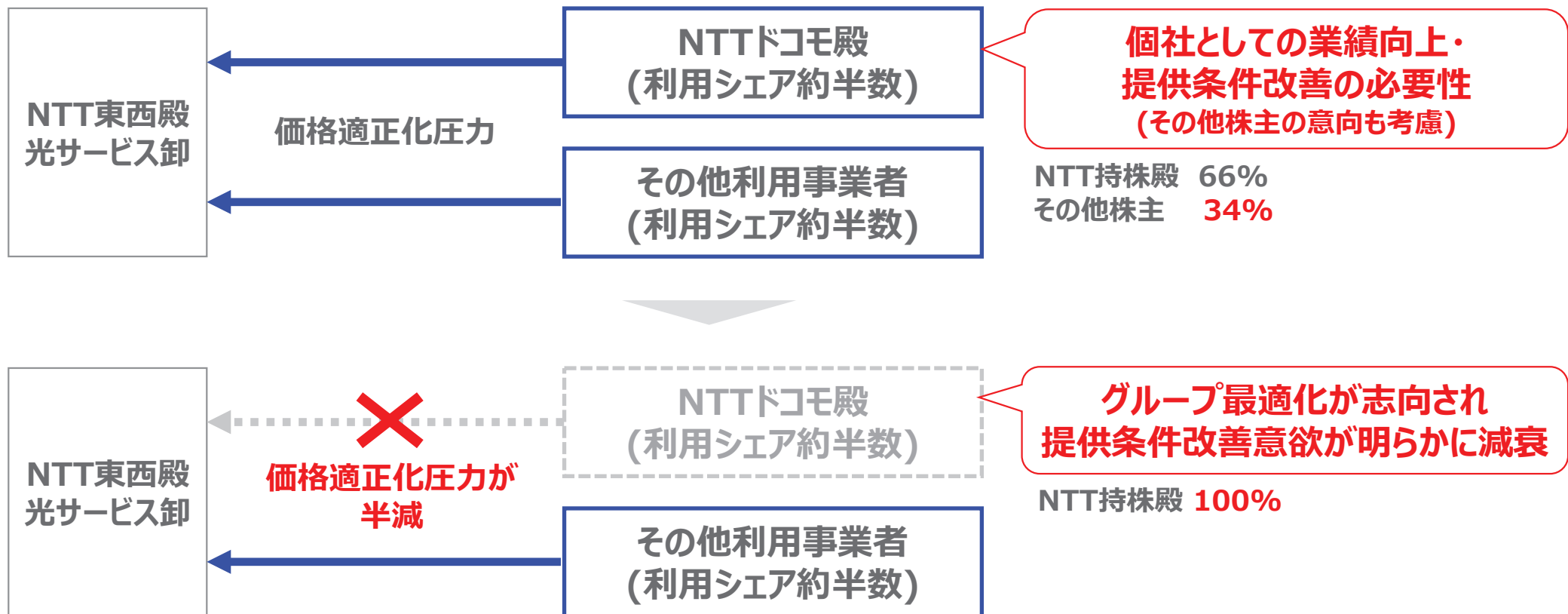
2015 2016 2017 2018 2019

2015 2016 2017 2018 2019

出典：「電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート(令和元年度)(総務省：2020年8月31日)」
「事業データ(2020年3月期)(株式会社NTTドコモ)」より当社作成

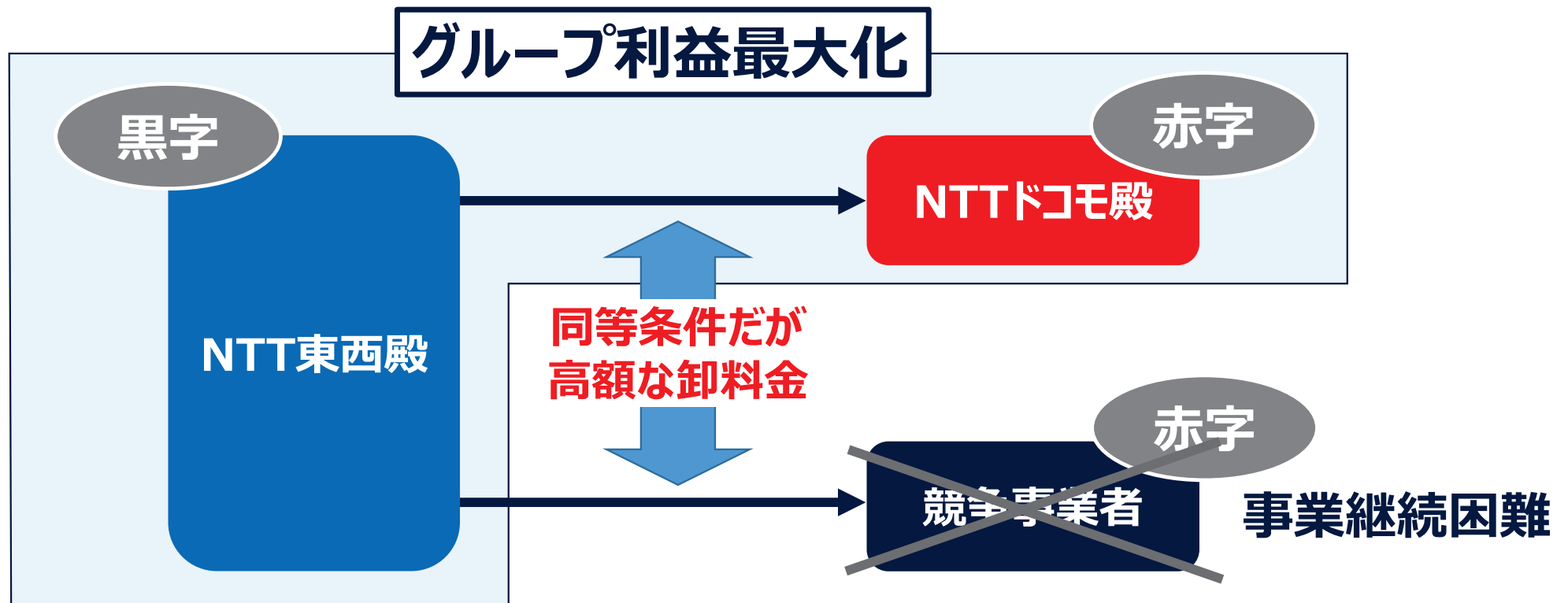
光サービス卸における懸念①

完全子会社化となるNTTドコモ殿(光サービス卸利用シェアの約半数)からの圧力が失われることから、NTT東西殿の光サービス卸提供条件適正化インセンティブは大きく損なわれる懸念



光サービス卸における懸念②

卸料金高止まりにより、NTTドコモ殿の利益が圧縮された場合も
NTTグループの利益は最大化可能
(グループ内での内部相互補助も可能な構造)



光サービス卸料金の検証の在り方見直し

現行制度において、光サービス卸は「その他の検証」対象と整理されている

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

あり

→ ステップ②検証の必要なし

なし

ステップ②-1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保

実施方法：適正原価＋適正利潤≧卸料金 となっているかを検証

総務省による
妥当性評価あり

「不当」評価の場合は是正
を図るための措置へ

不十分

ステップ②-2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保

実施方法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

総務省による
妥当性評価なし

※ 時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

出典：接続料の算定等に関する研究会(第34回) 資料34-1 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する方針整理について(2020年6月30日)

現に公正競争上
著しい弊害が生じている場合には
重点的検証を行う*

*指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン

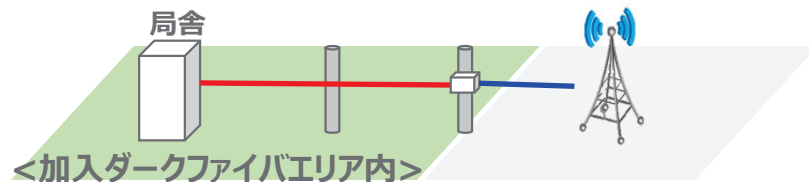
今回の環境変化により、同サービスの料金構造を厳格に検証し、
最低限「重点的な検証」対象に変更することが必要

フレキシブルファイバにおけるルール整備

フレキシブルファイバについても光サービス卸と同様の問題があるほか、NTTドコモ殿のネットワーク構築における優遇の懸念が高まる

①提供条件適正化圧力低下

料金構造や差分理由について、
時系列比較を通じて検証



加入ダークファイバエリア内料金比較

※赤枠内は構成員限り

②グループ内優遇懸念

ガイドライン等で次の事項を具体化し
公平性を担保すべき

フレキシブルファイバ敷設可否基準の明確化

標準工期の明確化

個別設備区間における標準単価等の設定

加入ダークファイバエリア化基準の明確化

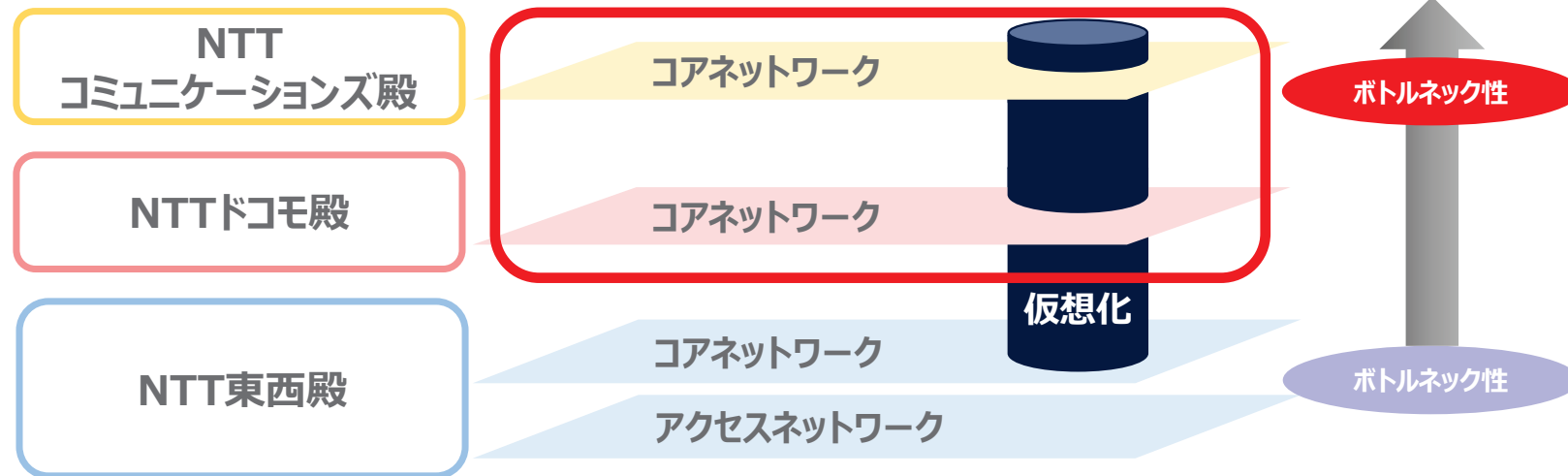
今回の環境変化を踏まえ、**適正性・透明性・公平性担保措置の追加検討**が必要
(現在議論中の「接続料の算定等に関する研究会」における論点として明確に追加・整理を要望)

ネットワークの融合や技術進展への対応

NTTドコモ殿・NTTコミュニケーションズ殿による移動固定融合型ネットワーク構築は
ボトルネック設備と一体化した強大なNTTグループネットワークを誕生させ得る
(仮想化等の技術進展も影響)

✓ ドコモがコミュニケーションズと連携し、設備の効率化、移動固定融合型のネットワーク構築等を推進

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-6 日本電信電話株式会社提出資料
(2020年12月25日)

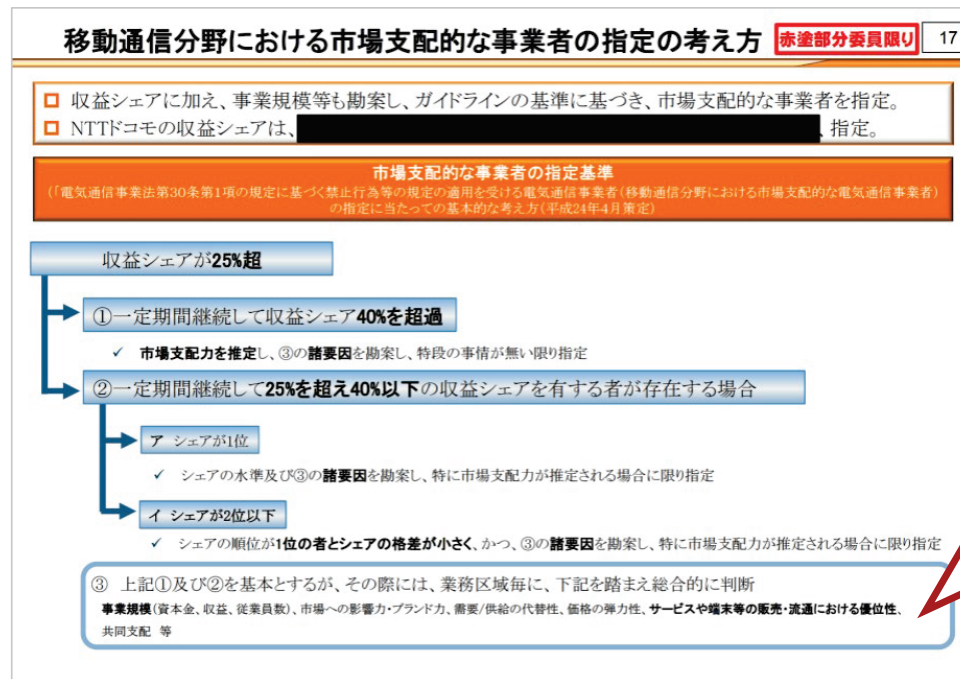


NTT東西殿とNTTドコモ/コミュニケーションズ殿の統合ネットワーク構築の禁止とともに注視
ボトルネック性がNTT東西殿のアクセス網以外にも存在(移転)する場合においては
当該設備に対して第一種指定電気通信設備相当の接続ルールを適用することが必要

1. はじめに
2. 本件取引（再編）の影響
- 3. 必要な制度的措置等**
 - 1) 接続規制・卸規制・その他
 - 2) 行為規制**
 - 3) 検証の在り方
4. まとめ

禁止行為規制の背景

禁止行為規制は、市場支配力やボトルネック設備を設置する事業者と同じ企業グループに属することや、強大な資金力を背景とした競争阻害行為への懸念・苦情を契機として策定されたもの
(移動通信分野については、下記の考え方に基づき、事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力、ブランド力、共同支配等の諸要因が勘案されNTTドコモが指定)



【総合的な事業能力を測定するための諸要因】

- ・事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・市場への影響力、ブランド力
- ・製品・サービスの多様性
- ・潜在的な競争の不在
- ・技術上の優位性・卓越性
- ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・共同支配

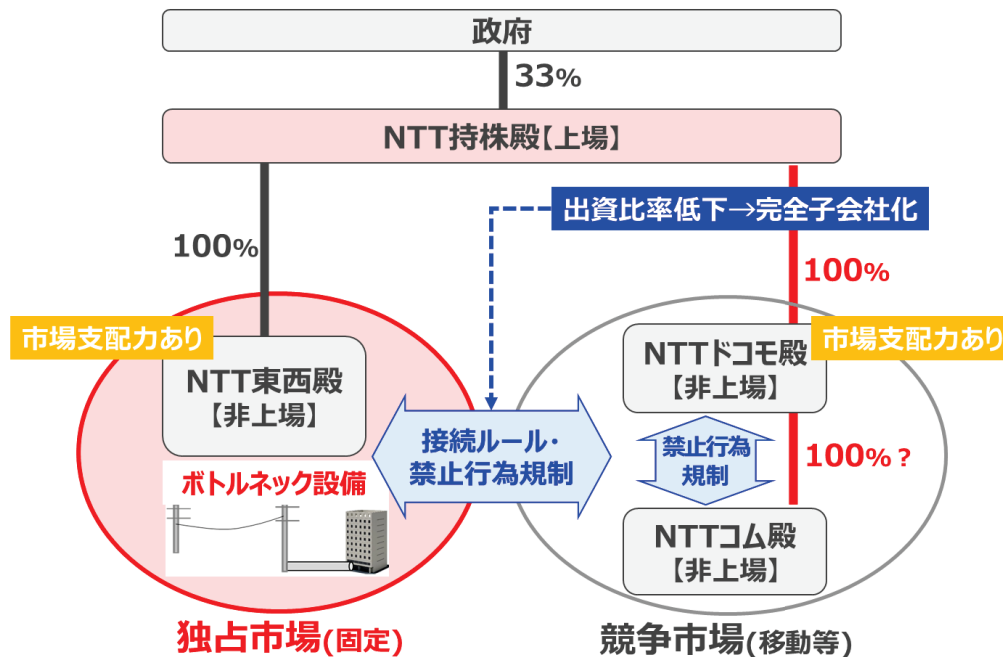
出典：市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方
(情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会（第8回）：2014年6月10日)

出典：電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方
(2016年3月29日)

NTTドコモ殿完全子会社化の影響

NTTドコモ殿については依然として強固な市場支配力を有し、
NTT東西殿との連携強化(光卸の提供等)や共同調達等のグループ一体経営を背景に、
規律の必要性が増している

それに加え、本件取引(NTTドコモ殿完全子会社化)で現行規制の実効性が弱まる懸念も存在



NTTドコモ殿の市場支配力

+

特殊法人であるNTT持株殿の下、
ボトルネック設備を有するNTT東西殿と事実上一体
(機能分離・禁止行為規制等はあれど、その実効性が100%確保されるものではない)

+

公正競争要件としての出資比率低下による
禁止行為規制等の実効性を高める効果が減殺

NTTドコモ殿の市場支配力、ボトルネック設備を有するNTT東西殿との連携強化の両面から
NTTドコモ殿の禁止行為規制の維持が必要

■ ドコモ・コミュニケーションズ・コムウェア等の機能の整理



- ① 自社のサービス内のセットに見えつつ、グループ内の卸サービスを組み合わせ設定した実質的に排他的な割引設定
- ② 集約に伴う、両社間の顧客情報・事業計画等の排他的な情報共有、サービス移行促進

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-6 日本電信電話株式会社提出資料(2020年12月25日)

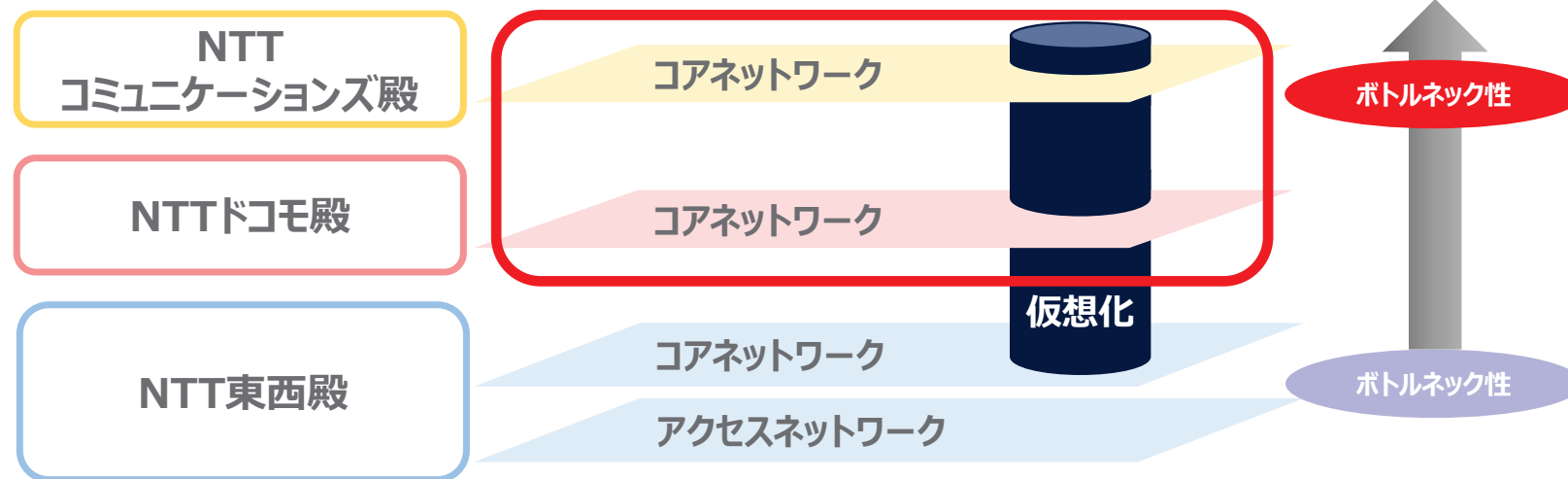
上記のようなグループ内での排他的連携となり得る行為は、引き続き、禁止行為規制の対象とすべき

移動固定融合型のネットワーク構築

移動固定融合型ネットワーク構築については
接続情報の共有・目的外利用の懸念が払拭できない

✓ ドコモがコミュニケーションズと連携し、設備の効率化、移動固定融合型のネットワーク構築等を推進

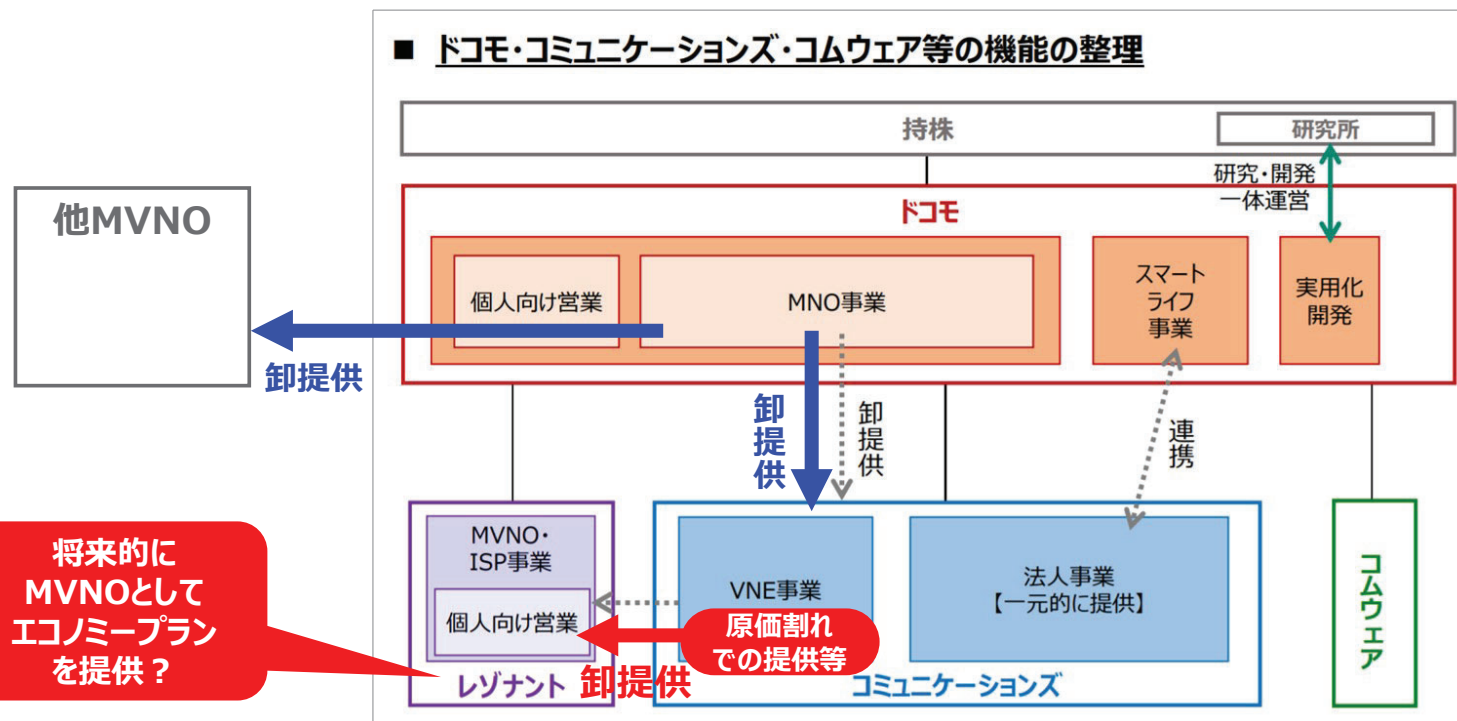
出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-6 日本電信電話株式会社提出資料
(2020年12月25日)



禁止行為規制対象のNTTドコモ殿と他事業者のネットワーク統合は禁止の認識
(仮にNTTドコモ殿/コミュニケーションズ殿のネットワーク融合等が図られる場合は
禁止行為に抵触しない具体的方策をNTTグループから提案すべき)

禁止行為規制の潜脱行為を防止する追加的措置の必要性

NTTドコモ殿を起点とした間接取引により、禁止行為規制の適用を免れる懸念が存在



出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-6 日本電信電話株式会社提出資料(2020年12月25日)

※NTTレゾナント殿のMVNO契約数が5万以上となり禁止行為対象の法人となる前提

「→」の条件は同等だが、
結果としてグループ内優遇が可能となる

グループ内の間接取引も禁止行為規制の規制対象とすることが必要

特定関係事業者制度の背景

特定関係事業者制度は、設備の強い独占性・ボトルネック性を有するNTT東西殿と同じ企業グループとのボトルネック独占の弊害となり得る構造的温床の排除により公正競争を徹底させること

1 第37条の3※¹に基づく規律についての基本的考え方

- ◆ 電気通信事業法第37条の3※¹の規定に基づき課される規律(いわゆるファイアウォール規制)は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、一定のグループ関係企業との間において、役員兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺の業務についても公平な取扱いに厳正を期する等の規律を課すことにより、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底させることを目的とするものである。

2 NTTコミュニケーションズを指定する理由

- ◆ NTTコミュニケーションズは、次の理由から、公正競争上、東・西NTTの「特定関係事業者」として指定することが適当である。
 - ① 分離前は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者たる東・西NTTと一体として電気通信役務を提供していたこと、NTT再編成後も、利用者利便の維持を理由に東・西NTTへの委託が認められている数々の業務が存在していることが、東・西NTTとの間で、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的要因となっていると考えられること

一体的・排他的な共同営業
が行われやすい構造的要因

特定関係事業者制度の課題

本再編に伴い、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿間の役員兼任禁止のみでは、グループ内でのファイアウォール措置が不十分

特定関係事業者制度の概要（電気通信事業法第31条）

24

- 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者との公正競争を確保するため、特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止する等の規律が課されている。

<対象事業者>

一種指定事業者：NTT東西

<特定関係事業者※1>

NTTコミュニケーションズ（平成14年総務省告示第8号により指定※2）

禁止される行為

役員兼任の禁止

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と、特定関係事業者との間において、**役員兼任を禁止**（第1項）

特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取扱うことの禁止

接続や電気通信業務に関連した周辺の業務（※）についても、特定関係事業者と比して不公平な取扱いを原則禁止（第2項）

※ ① 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供
② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等他の電気通信事業者からの業務の受託

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議（第1回）資料1-2 事務局説明資料（2020年12月3日）

14. 禁止行為規制により、NTT東西・NTTドコモは接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が禁止されており、人事交流を通じて情報の目的外利用が誘発されるのではないかと懸念が示されている（資料1-4の30頁）。情報の目的外利用は、目に見えにくく客観的な検証が難しい中で、遵守のための具体的な対応を伺いたい。
【高口構成員】

- 東西とドコモの間においては、**在籍出向及び役員兼任を行ってならず、今後も、これらを実施しない**ことにより、人事交流を通じた情報の目的外利用が生じないよう対応していく考えです。

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議（第2回）資料2-2 第1回会合における質問及び追加質問への回答（日本電信電話株式会社）（2020年12月25日）

対象事業者はNTTコミュニケーションズ殿のみ

現在はNTT東西殿・NTTドコモ殿間の在籍出向・役員兼任を行っていないとのことだが、**環境変化等を理由に今後行われるおそれ（規律がないと一方的に反故される懸念が高い）**

NTTドコモ殿も含め、NTT東西殿との職員の在籍出向・役員兼任禁止を制度面で担保すべき（特定関係事業者としてNTTドコモ殿の追加や禁止される行為として在籍出向の追加が必要）

1. はじめに
2. 本件取引（再編）の影響
- 3. 必要な制度的措置等**
 - 1) 接続規制・卸規制・その他
 - 2) 行為規制
 - 3) 検証の在り方**
4. まとめ

現状の検証スキームとその課題

NTT東西殿の社内監査部門による報告に基づき、総務省殿にて検証

NTT東西殿

社内監査部門による監査

遵守状況報告

総務省殿

検証結果報告



【禁止行為規制遵守措置等報告書】

資料項目

監督対象子会社の名称
子会社に委託した業務の内容・委託額
子会社の再委託状況
子会社の議決権のうち、自社又は子会社の割合
役員兼任状況（自社と子会社での役職）
監督方法・実施状況（管理者・研修・監査等）
設備部門の組織名称
接続関連情報の適正な取り扱いに関する規定
他事業者との接続手続き・条件の概要（納期）
設備部門以外からの手続きの経緯・接続条件
監視部門による監視の結果（手続きの経緯と接続条件）
接続関連情報の取扱いについての監督方法・実施状況

【市場検証会議年次レポートでの報告】

市場支配的な電気通信事業者における
禁止行為規制に関する業務の状況等の
確認結果

NTTグループの再編及び卸・相対領域の拡大が作用し、
禁止行為の遵守状況・関連取引のブラックボックス化が加速する懸念

外部検証性を高めるための措置①（遵守状況の報告範囲・粒度）

法令遵守措置にかかる報告の粒度、報告の範囲の制限により、NTT東西殿の法令遵守措置が十分か否かの確認ができないため、改善が必要

【禁止行為規制遵守措置等報告書の範囲の拡大】

【禁止行為規制遵守措置等報告書の各項目の内容】

● また、NTT東西に対しては、 特定関係事業者 に比した不利な取扱いの防止、子会社等における反競争的行為の防止、接続関連情報の適正な管理等の観点からの規律も課している。	
【非対称規制の概要】	
NTT東西	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の禁止 ② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益供与の禁止 ③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉の禁止 ④ 特定の業務※ ¹ において、特定関係事業者※ ² に比べて他の電気通信事業者を不利に取り扱うことの禁止 ⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督 ⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等（機能分離） ※1 接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託 ※2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)を指定。なお、特定関係事業者の役員とNTT東西の役員の兼任は禁止されている。
NTTドコモ	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の禁止 ② 指定された特定関係法人※ ³ に対する不当に優先的な取扱い・利益供与 ※3 NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・エムイー、(株)NTTぷらら、(株)エヌ・ティ・ティ・ビジー・シー・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ(株)
共同ガイドライン	
● 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月30日策定、平成28年5月20日改定。以下「共同ガイドライン」という。）において、 非対称規制 に関し、 電気通信事業法上問題となる行為を例示 している。	
NTT東西が遵守のために講じた措置等の報告	
● <u>NTT東西は 毎年 上記④～⑥の遵守のために講じた措置及びその実施状況を総務大臣に報告（「禁止行為規定遵守措置等報告書」）</u> 。総務省は同報告を確認するとともに、報告内容を公表している。	

出典：市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果（総務省：2017年5月）

現状の報告内容は④～⑥

⇒禁止行為規制関連事項(①～③)も報告書の範囲とすべき

その際、遵守している旨の自己申告のみならず、遵守のために講じている具体的な措置・根拠等も報告義務化が必要
(例：情報アクセスの遮断状況(リモートワーク下での対応等)、契約書の内容等)

資料項目
監督対象子会社の名称
子会社に委託した業務の内容・委託額
子会社の再委託状況
子会社の議決権のうち、自社又は子会社の割合
役員兼任状況（自社と子会社での役職）
監督方法・実施状況（管理者・研修・監査等）
設備部門の組織名称
接続関連情報の適正な取り扱いに関する規定
他事業者との接続手続き・条件の概要（納期）
設備部門以外からの手続きの経緯・接続条件
監視部門による監視の結果（手続きの経緯と接続条件）
接続関連情報の取扱いについての監督方法・実施状況

NTT東西殿との接続/卸等の条件については概要レベルでなく、詳細の報告義務化が必要

(例：NTTグループ内を含む全ての取引先との個別取引毎の接続条件・納期(最大値、最小値、中央値、最頻値)の報告等)

外部検証性を高めるための措置②（検証結果報告）

競争事業者として、現状の記載内容のみでは法令遵守措置として十分か確信が得られないため
報告内容の粒度の見直しと合わせ、開示レベルの見直しも必要

【市場検証の年次レポートの記載】

⇒ 設備部門の居室において他部門の業務従事者の入退室の管理を徹底、禁止行為等を防止するための 研修等を実施、契約締結の際にダブルチェックを実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。

**禁止行為規制遵守のため講じている
措置の詳細を開示すべき**

○ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（詳細）

① 禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認結果等（固定系）

確認内容及び確認結果
<電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等> NTT 東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第 4 項第 2 号関係） ・特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 一 <u>公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。</u> 一 <u>契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。</u>

（例）

- ・ 競争事業者が妥当性を判断するに足る前ページの報告内容の詳細（経営情報として黒塗りとする範囲は最小限）
- ・ 直属上長の確認内容等
- ・ 監査部門が問題ないと判断した根拠

出典：電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート（総務省：2020年8月）

外部検証性を高めるための措置③（監査体制）

現行は社内監査にとどまり、適正性の確保に限界があることから、
外部監査等の仕組み導入も有効

【現行】

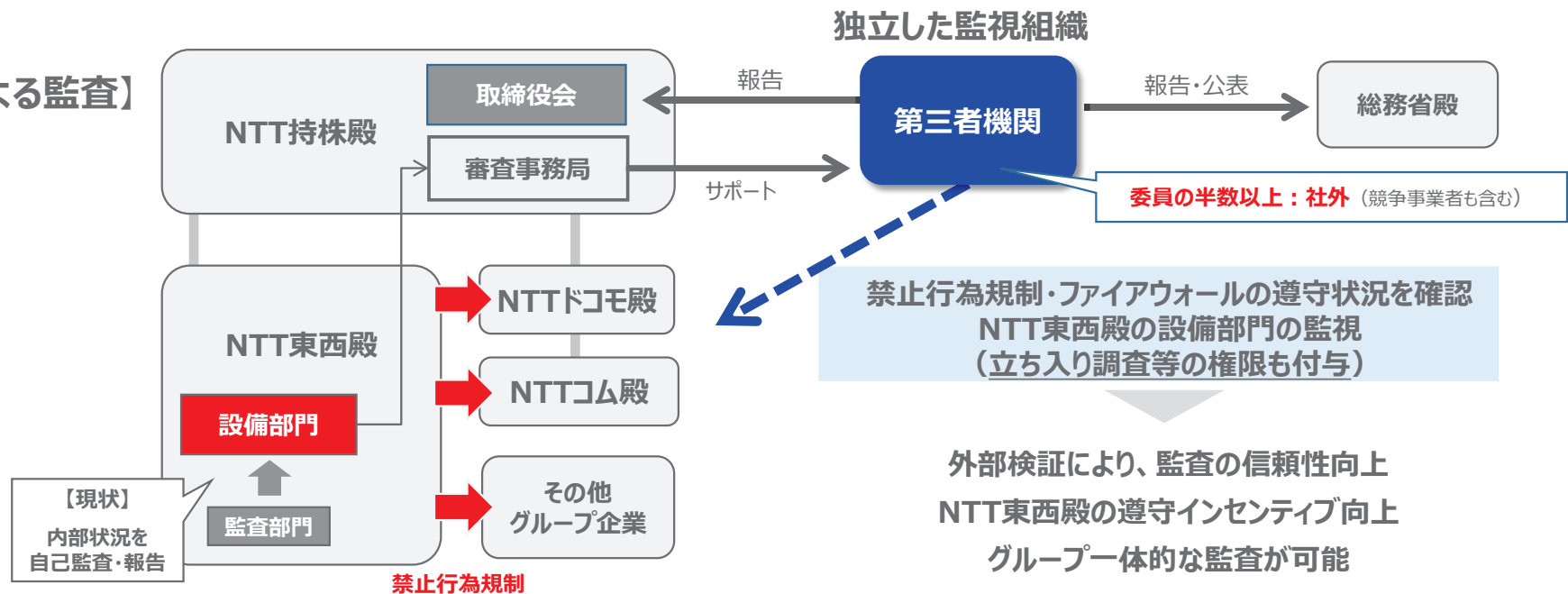
NTT東西殿

社内監査部門による監査

遵守状況報告

総務省殿

【第三者機関による監査】



上場廃止後のNTTドコモ殿に関する検証

NTTドコモ殿の上場廃止に伴い財務情報等の開示義務がなくなるが、
下記のような指標をもとに公正競争確保の観点での検証を継続的に行うべき

15. NTTドコモが非公開会社となることにより事業の透明性が損なわれるとの懸念が競争事業者から出ているが、必要な範囲で透明性確保のために上場会社であったときと同等の情報の適示開示を行うことについてどう考えるか。
【大谷構成員】

- 上場会社の適示開示は、投資者保護の観点から、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報を広くタイムリーに開示するためのものであると認識しています。NTTにおいては、今後も、NTTの株主等に対する情報開示の一環として、ドコモに関する情報も含め、適時適切な情報開示に努めていく考えです。
- 一方、公正競争条件の確保のために必要な情報等については、これまでも総務省の求めに応じて、あるいは自主的に、総務省等に対し、ドコモから報告・公表を行ってきたところであり、今後も引き続き、必要な報告・公表を実施していく考えです。なお、そうした報告・公表を踏まえて、総務省の市場検証会議等において、公正競争上問題となる事象が生じていないか検証する仕組みが整っているものと認識しております。

NTTドコモ殿においては
公正競争条件確保のために必要な情報等は
今後も引き続き必要な報告・公表を実施

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-2 第1回会合における質問及び追加質問への回答
(日本電信電話株式会社) (2020年12月25日)

① NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引の有無

- 各種セグメント(移動系通信事業単体、個人向け/法人向け、ドコモ光等)別の収支、営業利益、営業利益率等
- 有利子負債、配当に関する情報等

② ボトルネック設備の利用に係る公平性の検証

- NTTグループ内の取引額(卸料金等)、取引量(回線数、契約数等)

③ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の蓋然性の検証

- NTTグループ※内人事異動・交流(役員兼任・異動、その他担当者の兼務・出向等)の役職別・形態別の人数・期間

※NTT持株殿、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿、NTTデータ殿、NTTコムウェア殿

検証踏まえた今後の議論①

利用者利便・国際競争力向上のためには「国内の競争環境整備」が最優先であり、
本再編は、累次の公正競争要件の一方的な反故
(5G以降の競争環境に与える影響が大きい)

**本来「NTTグループの在り方」から議論し是非を判断すべきだが、
既にNTTドコモ殿の上場廃止等手続きが先行してしまったため、
まずは現行制度に照らし必要な措置を急ぎ講じ、公正競争上の懸念を解消することが必要**
(NTTグループの体制変更がこれ以上進展する場合、
または今回の措置による公正競争環境への影響・懸念が競争事業者等から示された場合、
即座に「NTTの在り方」に関する抜本的検討が必要)

- NTT東西については、NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等との関係は変わらず、今後とも各種法令などを遵守していくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはない

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回) 資料1-3 日本電信電話株式会社提出資料
(2020年12月3日)

1. NTTグループ内連携を強化した場合、禁止行為規制のうち、不当な優先的取扱いの禁止や情報の目的外利用について、どのような形で担保されていくのか。【石田構成員】

- ・ 東西について言えば、ドコモの完全子会社化やコミュニケーションズとの連携により、東西とドコモやコミュニケーションズとの関係が変わるものではなく、これまでと同様、不当な優先的取扱いの禁止や情報の目的外利用の禁止を担保していく考えです。東西の遵守状況等については、総務省の市場検証会議等において、公正競争上問題となる事象が生じていないか検証する仕組みが整っているところです。

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-2 第1回会合における質問及び追加質問への回答
(日本電信電話株式会社) (2020年12月25日)

検証踏まえた今後の議論②

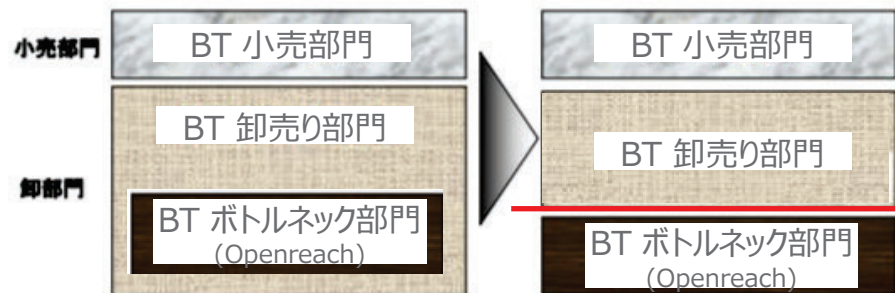
組織再編やネットワーク統合の内容如何によっては、
ボトルネック性に起因する影響を根本的に断ち切るべく、**構造的措置(資本・構造分離)が必須**となる

【機能分離から構造分離に踏み込んだ海外事例】

英国：Openreach

機能分離(2004年) ⇒ 構造分離(2017年)

BTの組織内分割図

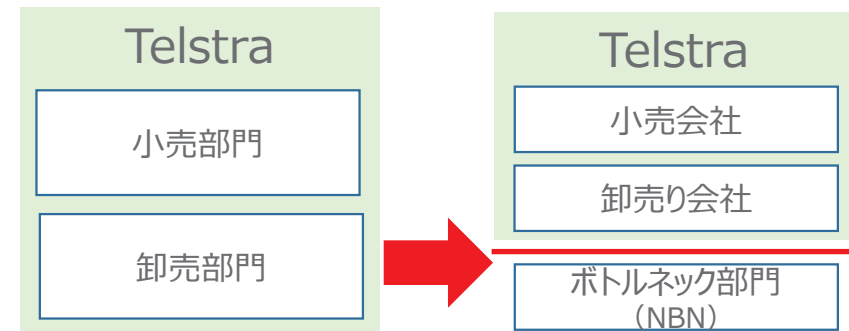


出典：諸外国における競争政策の動向 諸外国における競争政策の動向」(総務省：2006年)」を基に当社作成

豪州：NBN

機能分離(2005年) ⇒ 資本分離(2018年)

Telstraの組織内分割図



出典：テルストラ社ウェブサイトを基に当社作成

1. はじめに
2. 本件取引（再編）の影響
3. 必要な制度的措置等
 - 1) 接続規制・卸規制・その他
 - 2) 行為規制
 - 3) 検証の在り方
4. まとめ

消費者利便・国際競争力向上のためには「国内の競争環境整備」が最優先であり、その意味でも今回のNTTドコモ殿完全子会社化やNTTドコモ殿・NTTコミュニケーションズ殿含む再編については、累次の公正競争要件の一方向的な反故であり、5G以降の競争環境に与える影響が大きい
(本来「NTTグループの在り方」から議論し是非を判断すべきもの)

現時点でまずは現行制度に照らし必要な措置を急ぎ講じ、公正競争上の懸念を解消することが必要
(NTT持株殿による完全子会社化は既に完了し、NTTドコモ/コミュニケーションズ殿の連携強化の方針が示されているため)

「機能分離」の継続中は、ボトルネック設備を有するNTT東西殿の特殊性・優位性や、NTTグループ一体化に伴う競争阻害の懸念に鑑み、
少なくともNTTドコモ殿完全子会社化等の影響について、毎年検証を行っていただきたい

下記いずれかに該当した場合、速やかに審議会における公開議論の場を設置し、NTTグループの在り方検討(「構造的措置」の導入議論)を行っていただきたい

- ① NTTドコモ殿完全子会社化及び機能再編の影響について、公正競争上の問題・懸念が示された場合
- ② NTTグループの組織再編や機能統合等が引き続き行われる場合